

## 福祉サービス第三者評価結果

### ① 第三者評価機関名

|               |
|---------------|
| 有限会社 保健情報サービス |
|---------------|

### ② 施設の情報

|                             |   |                |
|-----------------------------|---|----------------|
| 名称：けいしょう保育園                 | 種別：認可保育所  |                |
| 代表者氏名：青木 豊美（園長）             | 定員（利用人数）：60名（55名）   |                |
| 所在地：島根県隠岐郡海士町大字海士3980-31    |   |                |
| TEL：(08514) 2-0540          | ホームページ： <a href="http://www.keishogakuen.jp/">http://www.keishogakuen.jp/</a> |                |
| <b>【施設の概要】</b>              |   |                |
| 開設年月日（昭和19年）4月1日            |   |                |
| 経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 慶照学園 |   |                |
| 職員数                         | 常勤職員： 17名   | 非常勤職員 3名       |
| 専門職員                        | 園長 1名   | 病後児保育看護師 1名    |
|                             | 主任保育士 1名  | 嘱託医（内科、小児科） 1名 |
|                             | 保育士 9名  | 嘱託医（歯科） 1名     |
|                             | 管理栄養士 1名  |                |
|                             | 栄養士 2名  |                |
|                             | 子育て支援員 1名   |                |
|                             | 放課後児童クラブ指導員 1名  |                |
|                             | 保育士助手 1名  |                |
| 施設・設備の概要                    | 保育室 4室  | 園庭 1ヶ所         |
|                             | 乳児室 1室  | 常設プール 1ヶ所      |
|                             | 事務局室（職員室） 1室  | トイレ 3ヶ所        |
|                             | 一時預り保育室 1室  | 文庫 3ヶ所         |
|                             | 病後児保育室 1室   | 畑 1ヶ所          |
|                             | 多目的ホール 1室   | 子育て支援室 1室      |
|                             | 保健室 1室  | 放課後児童クラブ室 1室   |
|                             | 教材室 1室  |                |
|                             | ランチルーム 1室   |                |
|                             | 調理室 1室  |                |
|                             | 理事長室 1室   |                |

### ③ 理念・基本方針

#### ◎保育目標

「剛健感謝」

＝たくましい心身を培い、豊かな心情と協調性を養う＝

## ◎保育理念

子どもの人権や主体性を尊重しながら、心身ともに健やかな育成を図ることが、本学園の事業の使命である。

豊かな個性を育むために、年齢に応じたさまざまな実践を図り、多くの体験、経験の中から、自ら選択する能力の基礎を培う。

## ◎基本方針

1. 子どもの人権や主体性を尊重しながら、心身ともに健全な育成を図る。
2. 保護者並びに地域住民の的確な子育てニーズの把握に努め、質の高いサービスを提供する。
3. 世代間、在宅児等との交流事業を推進し、地域との連携を図る。
4. 豊かな食体験を通して、「食を営む力」の基礎を培う。
5. 郷土の伝統芸能に親しみ、故郷を愛する心を育む。

## 【めざす子ども像】

- ・ あいさつができる子ども
- ・ 自分の要求が言える子ども
- ・ 食べ物に関心を持ち健康で明るい子ども
- ・ 感謝の気持ちが持てる子ども
- ・ 挑戦、感動の喜びを味わい、疑問を持ち解決しようとする子ども
- ・ 自分のことは自分でしようとする子ども
- ・ 仲良く元気いっぱいあそぶ子ども
- ・ ふるさとの自然や文化に目を向ける子ども
- ・ 協調性のある子ども

## ◎保育内容

子どもの生命の保持及び情緒の安定を図ると共に、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開できるよう、子どもの生活や遊びを通して相互に関連を持ちながら、総合的に保育を行う。

## ◎保育方法

- ・ 一人一人の子どもの主体性を尊重し、自己を十分発揮して生き生きと活動できるよう、適切且つ豊かな保育環境を構成する。
- ・ 一人一人の子どもの発達過程と個人差に配慮すると共に、子ども相互の関わりを重視し、集団としての成長を促す。
- ・ 保護者との連携を密にし、日常の様々な生活場面をとらえ、子どもの成長の喜びを共有する。

#### ④ 施設の特徴的な取組

社会福祉法人慶照学園は、昭和7年に農繁期託児所（護国遊園）を創設し、昭和26年に認可を受け慶照保育園が設置されました。各種変遷を経て、平成19年4月に現在の地に新園舎を新設「けいしょう保育園」に名称変更され、自然豊かな中での子育て施設としての運営が行われています。

現在、社会の多様なニーズに対応すべく海士町子育て支援センター及び放課後児童クラブ事業も追加され、島の教育ブランド化の乳幼児時期を支える役割を担っておられます。

また、地域密着型の保育運営として、伝統芸能の伝承を行い地域イベントへの参加、世代間の異年齢交流等も行われています。

保・高連携教育推進協議会（保-小部会）の交流事業を通して乳幼児時期から就学を見据えた養育や教育の一貫性を確立するための小・中・高校等との連携に積極的に取り組まれています。

#### ⑤ 第三者評価の受審状況

|               |  |
|---------------|--|
| 評価実施期間        | 令和6年4月12日（契約日） ～<br>令和6年9月10日（評価結果確定日） |
| 受審回数（前回の受審時期） | 2回目（令和元年）                              |

#### ⑥ 総評

◇特に評価の高い点

○伝統文化の継承体験及び地域や世代間交流を通じた養育活動

・地域の伝統芸能（島前神楽、島の民謡キンニャモニャ等）及びマーチング等への園児は、定期的に講習会に参加して、地域の産業文化祭やキンニャモニャ祭りへの参加等による地域交流の輪を広げる取り組みが行われています。

・地域のボランティア（中央図書館、おはなしぽけっと）による絵本の読み聞かせ（毎月2回）、ALT交流による外国語指導（月1回）や地域の老人会、老人施設、小・中・高校生との交流等、世代間を越えた多様な地域の方々とのふれあいや発表会等を通じた自己肯定感を育む取り組みが行われています。

○子どもの成長状況を家庭と共有を図る取り組み

・子どもの成長記録（児童簿・保育記録・ドキュメンテーション等）に基づいた養育の現状や今後の育成方法等の保護者との共有する場としてクラス懇談会や個人面談を活用され、子育て支援（生活習慣の習得、就学前までに育てほしい姿等）が行われています。

・子ども保育園での日常の生活、遊び、運動、食事、行事参加等の記録を保育園の玄関先に掲示する等、園での子どもの活動する姿を共有する等、家庭との養育の連携に努められています。

○幼少期以降教育の一貫した連続性に向けた取り組み

・保育園（以上児）から高校までの「保・高連携教育推進協議会」の連携の中で、保-

小部会に於いて、年間4回の情報交換の場が持たれています。

また、小学校教員や小学校1年生との交流活動や放課後児童クラブとの異年齢交流、小学校区体育大会への参加（鼓笛披露）、保育園の「なかよし運動会」への小学生の参加、就学前の一日入学体験等による交流や体験を通じて、憧れの小学校に入学する準備が進められています。

保育所児童保育要録による発達過程を小学校に適格に繋いで行く役割・機能を果たし、円滑な引継ぎにつなげておられます。

#### ◇改善を求められる点

##### ●人材確保と定着に向けて

・保育士人材の継続的で安定した確保・定着については、保育士募集の広報や働きやすい職場環境づくり（福利厚生充実、「ノンコンタクトタイム」の導入等）に取り組まれています。

しかしながら、社会的課題として取り上げられるように保育士不足の現状です。引き続き行政、地域の協力を得ながら安定的な保育確保の取組みに努められる事に期待致します。

##### ●職員一人ひとりへの人材育成

・職員一人ひとりの人材の育成に向けて、職員一人ひとりの年間目標（職員による目標シートの作成）の設定を行い、職員面談を通じて、目標に対する成業務遂行状況の把握や必要な業務スキルの習得の為の研修参加が可能となるような人材育成に期待します。

##### ●ガバナンスの効いた統制の取れた保育園運営に向けて

・公正かつ透明性の高い適正な経営・運営には、倫理規定を初めとする各種マニュアルの整備が必要となります。再度、保育園組織を運営に必要なマニュアル点検や定期的な見直しを行い、マニュアルの共通認識を持つための職員研修の実施に期待します。

#### ⑦第三者評価結果に対する施設のコメント

今回2回目の第三者評価を受けました。前回改善を求められた点について、定期的な検証、改善を図るようにし、職員全員で共通認識を持つようにしました。

ITCの活用については、現時点で必要な物は取り入れていますが、自園に本当に必要なものは何かを見極め、実践しながら新たなITCの活用に取り組みたいです。

マニュアル作成については、まだ整備不足などところがあるので、必要なときに直ぐに活用できるよう、整備したいと思います。

保護者さんに対しては、まだまだ説明不足な点が多いということが分かったので、保育園の取り組みを理解していただけるよう、創意工夫に努めたいと思います。

今回の課題改善に向けても、全職員で取り組み、子ども一人ひとりを大切に、保護者から信頼され、地域に愛される保育園を目指していきたいです。

### ⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

平成27年度より判断基準(a、b、c)の考え方が、「よりよい福祉サービスの水準へ誘導する基準」となるよう以下のように変更になりました。

- 「a」 より良い福祉サービスの水準（質の向上を目指す際に目安とする状態）
- 「b」 「a」に至らない状態、多くの施設・事業所の状態（「a」に向けた取り組みの余地がある状態）
- 「c」 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態

## 第三者評価結果

### 保育所共通評価基準（45項目）

#### 評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

##### Ⅰ-1 理念・基本方針

|  |                                   | 第三者評価結果 |
|--|-----------------------------------|---------|
| Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。  |                                   |         |
| ①  | Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。 | a       |
| <コメント><br>・理念・運営基本方針が明文化され、年度始めの職員会議で職員に理解を求める説明が行われています。<br>・ホームページや子育て通信等に於いて広く地域社会への公表が行われています。<br>・施設内への掲出や入所説明会や年度初めの保護者総会時に「入園のしおり」等を使用し、理念・基本方針に加えて、保育内容や保育方法等、養護と教育の一体保育に於ける目指す子ども像に向けたねらいを保護者へ周知説明等、理解を深める取り組みが行われています。 |                                   |         |

##### Ⅰ-2 経営状況の把握

|   |   | 第三者評価結果 |
|---|---|---------|
| Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。   |   |         |
| ②   | Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 | a       |
| <コメント><br>・児童出生率の経年別推移の把握・分析が実施され、地域の子ども子育て環境の変化に即応した保育サービスの提供やコスト分析等の経営基盤の適正な事業運営に反映されています。<br>・町の健康福祉課と共有を図り、離島の特性活かした子育て支援に対する環境整備や乳幼児保育の充実に向け、職員会議等で職員間での話し合いによる対策等の議論が進められています。<br>・地域状況を考慮した「産休明け保育、延長保育、病後児保育、一時預り保育、障がい児保育、アレルギー対応、外国人児童の受入等」の利用者希望者に対するサービス提供が行われています。 |   |         |
| ③   | Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。         | b       |
| <コメント>  |   |         |

- ・海士町の人口減少、島の存続の危機を島留学（高校魅力化プロジェクト等）等の公助や地域の多くの方々の共助により乗り越え改善し、現行では、未来共生基金や副業協働組合等の新たな取り組みが生まれており、島のキャッチフレーズ「ないものはない」を掲げ、少子化対策への改善を含む挑戦が継続しています。
- ・園の定数が80名（令和元年）から60名（令和6年）に減少しており、継続的な保育所維持や発展に向けて課題検討が行われ、評議委員会、理事会等に於いて、経営課題に対する分析・対策が討議されています。
- ・現在の入所児童に対し、養護と教育の一体保育の最善の場を目指し、保育士の人材確保、更なるICT活用等による業務効率化、保護者との情報連携の充実に加えて、全体的な計画に明記された5領域へのねらいと連動した乳幼児期の終わりまでに育む10の姿への環境の提供や保護者との共有による家庭の理解を深めた連携した幼児の協働教育の推進に期待します。

### I-3 事業計画の策定

|   |                                       | 第三者評価結果 |
|---|---------------------------------------|---------|
| I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。   |                                       |         |
| 4   | I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。 | b       |
| <コメント> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育の理念や運営基本方針に基づいた「めざす子ども像」を提示し、職員による保育内容及び保育方法の姿が明確に示され、施設環境の改修整備（園舎・園庭・遊具・絵本等）及び人材育成に向けた研修計画作成等が行なわれています。</li> <li>・社会の子ども子育て環境の変化に伴い慶照学園の創設（昭和7年）から一貫して、剛健感謝（たくましい心身を培い、豊かな心情と協調性を養う）を保育の基本とし、新たな保育所保育指針に沿った子どもの主体性を育む事業運営が展開されています。</li> <li>・中・長期的な経営改善、施設環境の整備、保育士人材確保・育成等、経年別に項目単位に具体的な施策や取り組み等を整理して、実行状況の進捗振り返りによる組織全体で共有に期待します。</li> </ul> |                                       |         |
| 5   | I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。  | a       |
| <コメント> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中・長期の事業目標を踏まえ、当年度の保育環境設備、必要な改修・改善計画、保育計画、日常活動（のびのびタイム）、人材育成計画、食育計画、保健計画等が策定されています。</li> <li>更に地域事業として、子育て講座、世代間・異年代・異校種等交流、地域の伝統芸能普及活動、食育推進活動の計画等に加えて、年間の保護者事業や行事予定計画が策定されています。</li> </ul>   |                                       |         |

|  |   |   |
|--|---|---|
| I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。   |   |   |
| 6  | I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。 | b |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回事業報告による評価が実施され、新年度に向けて、各クラス単位等で話し合う等、ボトムアップ方式で集約される等による事業計画（年間事業計画・年間予定表含む）が作成されています。</li> <li>・事業経営に関する達成や進捗状況は、評議委員会、理事会に定期的に報告し共有を図り、課題改善への対策等が実施されています。対策等については毎月の職員会議で職員に報告され理解が図られています。</li> <li>・年度始めに、職員会議等で事業計画の共有が図られていますが、子どもへの養育及び保護者対応や地域イベント参加等、園の組織を支える職員一人ひとりに対する役割・責任の個人目標を設定し、進捗・達成状況を園長面談による必要な指導・アドバイスによる振り返りや職員の人材育成に連動させた取り組みに期待します。</li> </ul> |   |   |
| 7  | I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。                 | a |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度当初に保護者総会を開催し、保育園のしおりや保護者総会資料を作成し、保護者へ周知・説明が行われています。</li> <li>・保育園のしおりは、理念、運営基本方針に基づき、保育内容及び食育計画、親子読書、主な行事予定、防災計画、お願いとお知らせ等、地域・保護者との連携等が明記されています。</li> <li>他に、保護者役員会（年3回）、クラス懇談会（年1回）、保護者個人懇談会（毎年1月～2月）等の開催や事業計画等の園内掲示や園だより、クラスだより、ホームページに保育運営に於ける基本方針や保育内容等を掲載して、保護者への理解を深める取り組みが行われています。</li> </ul>   |   |   |

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

|  |   | 第三者評価結果 |
|--|---|---------|
| I-4-(1) 保育の質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。  |   |         |
| 8  | I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。 | a       |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理念・運営基本方針に沿った子ども主体性、自立性、協調性を培い自己肯定力を持ち生き生きと活動できる保育環境を整える取り組みが行われています。</li> <li>・保育の質の向上に向け、毎月保育計画会議及び職員会議等で、保育実践の評価・検討が定期的に行われています。</li> <li>・安心・安全な保育環境として、職員による毎月の安全チェックの実施による必要な修繕</li> </ul> |   |         |

|  |   |   |
|--|---|---|
| <p>や改修に対する適切な対応及び事故防止検討委員会によるヒヤリハット報告の分析（毎月）や事故報告が発生した場合の対応、検証、改善対策が実施されています。</p> <p>・ 2回目（5年単位）の福祉サービス第三者評価の受審による養育サービスの特性（特徴）や改善等の気付き等に向けた取り組みが行われています。</p>  |   |   |
| 9  | I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。 | a |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎月の保育計画会議及び職員会議等での保育実践の評価・検討結果について改善策も検討しておられます。</li> <li>・ 各種行事実施後には職員会議で討議され、次回への必要な改善策等の職員間の共有が図られています。</li> </ul> <p>また、給食の献立表作成時に栄養士や保育士間での情報交換を行い質の向上に取り組まれています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育計画の実施成果が保育計画会でクラス単位に振り返りが実施され、園長・主任の指導・アドバイスによる改善策が実施されています。</li> </ul> |   |   |

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

|  |  | 第三者評価結果 |
|--|--|---------|
| Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。   |  |         |
| 10   | Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。 | a       |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎年度の業務分掌表（職務分担）が作成され、園長としての保育園の運営に於ける役割と責任が明確にされ、新年度の事業計画の職員会議等で職員に周知されています。</li> </ul> <p>また、園長不在時の権限委譲も明確に示され、有事の際の対応も明確にしておられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常的に各クラスの保育室や園庭等に於ける園児の保育状況等の把握による園全体の安心・安全で円滑な組織運営への気配り及び外部対応等の役割に向けた取り組みが行われています。</li> </ul> |  |         |
| 11   | Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。     | a       |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 私保連研修、労務研修や法令遵守等のWEB研修等に参加し、法令遵守に関する理解への取り組みが行われています。</li> <li>・ 社会的なマナーやモラルを守る気付きや意識を強く持ち、朝礼や職員会議の場で遵守すべき取り組みについて、事例を踏まえた共有を図る取り組みが行われています。</li> <li>・ 社会は、働き方改革等の労働基準法の遵守、個人情報保護法、ハラスメント等、園とし</li> </ul>  |  |         |

|   |   |   |
|---|---|---|
| ての適正な運営に向けた職員への理解を深める情報提供が行われています。  |   |   |
| II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。   |   |   |
| 12  | II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。 | a |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育の質の向上に向け、毎月の保育計画会議に於いて指導計画に対する振り返りがクラスリーダーを中心に実施され、園長等による指導・アドバイスによる次月への取り組みに反映されています。</li> <li>・ 保育指針に沿った保育園としての質の向上に向け、全体的な計画の改善・見直し等を実施し、組織及び職員の自己点検・自己評価のチェック等が進められています。</li> <li>・ 子どもが今を最もよく生き、自らの望ましい未来を作り出す基礎を養う場として、子どもの成長過程に於ける育みの検証（保育計画会、職員会議等）や成長支援に向けた環境の整備や提供等に向け、保育の質の向上に向けた取り組みとして、保育の基本的理念と実践、家庭及び地域社会との連携や子育て支援、保育の実施運営・体制全般（人材確保・育成等）等の必要な改善・見直し等、組織の課題解決に向けての努力が行われています。</li> </ul> |   |   |
| 13  | II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。 | b |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営改善に向けたICT化（経理事務・各種資料作成等）のパソコン作業環境（各クラスへの配備）の整備による職員の作業軽減が行われています。</li> <li>また、ノンコンタクトタイムの導入も行われました。</li> <li>・ 職員の働き方として、更なる作業効率の推進や定着には、業務管理システム等の更なる充実による業務の省力化の促進や職員の操作研修等に稼働等を費やすこととなりますが、子どもと向き合う時間を増やす保育、保育士間の業務連携へのコミュニケーションの充実等による更なる円滑な組織運営につながるものと期待します。</li> </ul>  |   |   |

## II-2 福祉人材の確保・育成

|   |   |         |
|---|---|---------|
|   |   | 第三者評価結果 |
| II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。  |   |         |
| 14  | II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。 | b       |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在は、人材の配置基準に基づいた保育士職員による配置体制による園運営が行われています。</li> <li>やむ負えない退職等が発生した場合の緊急時の保育人材の確保の課題対応に向け、行政（健康福祉課等）との情報交換や人材募集等への新たな新任職員の確保が厳しい状況が継続しています。</li> </ul> |   |         |

- ・全国的にも保育士人材確保・定着の課題は、社会的な問題・課題として大きく取り上げられており、引き続き保育士募集の広報（HP含む）の対応及び保育士育成校への対応や実習生（大学・高校生等）への入職案内等を粘り強く継続されています。
- ・当園としての働きやすい職場環境づくり（各種手当等、福利厚生制度、ノンコンタクトタイムの導入等）に取り組まれています。

15

II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

b

＜コメント＞

- ・法人の就業規則・人事基準が定められ、保育理念・基本方針に沿った事業目標達成に向けた職員の業務実施及び職員一人ひとりのキャリアアップ研修及び各種の職員の意向把握等による人事管理が行われています。
- ・保育業務に携わる職員として、園としての組織の理念、運営基本方針の達成に向けて、プロ意識を持つ人材の育成に向けて、「期待する職員像」を踏まえ職員一人ひとりが、年間の目標シートを作成し園長に提出する等の対応を実施し、面談を通じた進捗検証や成果分析等、必要な指導・アドバイス等の実施につながる仕組みの構築に期待します。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16

II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

b

＜コメント＞

- ・就業規則に基づき、就業状況（勤怠管理簿、時間外労働勤務簿等）による管理が適切に実施され、法人としての共済制度等の疾病見舞金、弔慰金、各種祝い金及び健康診断（人間ドック受診補助）、地域や職員間の交流等（街の綱引き大会参加、キンニャモニャ祭り参加、研修旅行等）及び福利厚生等（各種保険や各種の休暇制度（有給・特別休暇・育児休業・介護休業等）、ワーク・ライフ・バランスを考慮した日常生活の支援として、保育士の家庭内で必要な休暇等の柔軟な対応及びノンコンタクトタイムによる園外での自由な時間の設定等）が取り組まれています。
- ・働きやすい職場環境づくりに向け、職員の労働災害防止対策やメンタルヘルスチェック対策等の取り組みが行われています。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17

II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

b

＜コメント＞

- ・経年別研修実施記録に基づき、年度当初の職員一人ひとりの必要な外部・内部研修が計画される等により、育成研修が実施されています。
- ・年度当初の事業計画及び「期待する職員像」に対する就業経験や職能単位の職員一人ひとりが自ら目標設定等を実施し、目標に対する進捗・達成管理等を実施する等、職員一人ひとりの人材育成につなげて行く取り組みに期待します。

|  |   |   |
|--|---|---|
| 18   | Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。     | b |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会要綱による職員の保育経歴及び知識・技能習得等を考慮したカリキュラムの見直し等による職員一人ひとりの研修経歴に基づいた保育所運営に必要な年間の職員研修計画が作成され研修等への参加が行われています。</li> <li>・保育業務、園運営に必要な知識の習得や人材の育成に向けて、職能単位の職員一人ひとりの年間目標を設定し、職員面談を通じて、目標に対する成業務遂行状況の把握や必要な業務スキル等の習得研修による人材育成に期待します。</li> </ul>   |   |   |
| 19   | Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。                   | a |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員一人ひとりに適応した主任保育士研修、階層別研修・テーマ別研修及び行政からの要請研修等の研修には参加しておられます。</li> <li>離島と言う環境下の中、島外の研修参加は日程調整等難しい状況もありましたが、WEB研修等の定着等による参加が容易となってきました。</li> <li>・新任職員へは、新規採用研修及び日常のOJT職場研修等による子どもへの保育、各種記録作業、各種行事参加等の基礎的知識の習得が行われています。</li> <li>・職員が受講した研修内容等は、復命書等による職員への回覧による周知が実施され、更に、職員会議で周知が必要な研修内容等のポイント等の職員間の共有が図られています。</li> </ul> |   |   |
| Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。  |   |   |
| 20   | Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。 | b |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実習生に対するオリエンテーション等による保育施設の紹介や保育内容及び秘守義務についての説明等が行われ、前年度は73名の実習生受入れが行われました。</li> <li>受入れ体制としては、主任が窓口となり、実習時にはクラスリーダーとなっています。</li> <li>・実習生の受入れは、学校側との連携を図り、実習受入れ対応プログラム文書化編成中(実習生受入れマニュアル)であり、今後においても実習参加活動を積極的に受入れ、保育士を目指す人材の養成確保に向け、実習生の学びを支援していく方針とされています。</li> </ul>   |   |   |

### Ⅱ-3 運営の透明性の確保

|                                  |                                      |         |
|----------------------------------|--------------------------------------|---------|
|                                  |                                      | 第三者評価結果 |
| Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。 |                                      |         |
| 21                               | Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。 | a       |
| <コメント>                           |                                      |         |

|   |   |   |
|---|---|---|
| <p>・保育理念・保育方針（子ども像・保育内容・保育方法等）は、親しみやすいホームページや園内に掲出されています。</p> <p>定款、現況報告等に加えて、事業運営に関する施設概要、施設案内、具体的に提供する保育のサービス内容（園での1日の流れ、行事予定表含め）及びしまねすくすく子育て支援（海士町子育て支援センター等）やしまね結婚・子育て支援事業（放課後児童クラブ等）等、地域社会へ情報公開が行われています。</p> <p>・日々の子どもの送迎時での対応、連絡帳、保護者総会、クラス会、保護者個人面談、各種行事参加等での対応及び「保育園のしおり」「園だより」「クラスだより」等により保護者への情報提供を行っておられます。</p> |   |   |
| 22  | <p>Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p> | a |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・施設経営・運営、財務管理等は、法人本部経理担当による適正に事業収支計算書の策定が実施され、外部監査（地域の会計士等）等による透明性を確保した事業運営が行われています。</p> <p>・小口現金対応は経理規定による小口現金出納帳（園長管理）による日々の帳簿と現金の確認等が実施され、定期の内部監査による適正な処理が実施されています。</p> <p>また、保育士配置基準等の国の見直し（2024年度以降）がスタートして、経過期間はあるもののその体制確保の検討が進められています。行政との情報交換や内部監査が実施され、適正な配置基準等の遵守に取り組んでおられます。</p>         |   |   |

#### Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

|  |   | 第三者評価結果 |
|--|---|---------|
| <p>Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。</p>  |   |         |
| 23   | <p>Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p>         | a       |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・地域のお祭りや産業文化祭、小学校区の体育大会、老人会、介護施設、隠岐神社御創建大祭、海士町キンニャモニャセンター創業祭等で地域交流の取組みが行われています。</p> <p>・地域の伝統芸能（島前神楽、島の民謡キンニャモニャ、新・海士町音頭）及びマーチング等については定期的に地域の方の講師による講習会に参加して交流しておられます。</p> <p>・保・高連携教育推進協議会の活動として、保-小部会である地域の2校の体育大会への鼓笛演奏披露を通じて、小学校に対する憧れや不安の解消につながる保・小連携に加え、地域の高校生との異年齢交流の取組みが実施されています。</p> |   |         |
| 24   | <p>Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p> | b       |
| <p>&lt;コメント&gt;</p>  |   |         |

- ・ボランティア等の受入に際して、事前に保護者等への周知や開催時のオリエンテーションによる開催に関する説明（活動内容や注意事項等）が実施され、地域の高校生及び大学生によるインターシップ型のボランティアに加えて、地域の老人会（野菜作り、収穫体験）、地域の方による島前神楽、民謡の指導、海士町更生保護女性会（愛の図書）及び西尾文庫等多くの絵本の提供に加え、地域の方々の読み聞かせ（月2回程度）等の多様なボランティア参加が行われています。
- ・ボランティアの実施に際し、参加者の指名や活動内容等の把握やプライバシー保護義務に関する理解を得られていますが、ボランティアに参加された方々の名簿（氏名・住所・連絡先等）及び活動内容等、全ての受入者に対し、調書記録が残る対応が必要となります。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25

II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関との連携が適切に行われている。

a

<コメント>

・保育所の適切な業務運営に向け、子どもの養護と教育の一体保育の関係機関（役場の健康福祉課、保・高連携教育推進協議会、教育委員会、小学校、地域の各種団体等）及び安心・安全な環境の維持運営に向けた連携機関（診療所、警察署、消防署、要保護児童対策地域協議会等）との連携が行われています。

ネットワークが構築された「関係機関連絡一覧」が整備され、緊急時の対応できるようになっています。

また、警察（海士・知々井駐在所）による交通安全指導（不審者対応含む）や消防署との連携による消防避難訓練（災害時対応、救急救命講習等含む）も定期的な実施への参加による指導が行われています。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26

II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組みが行われている。

a

<コメント>

・適正で円滑な園運営及び経営基盤の確保に向けた定期的な評議員会等開催での地域情報の収集及び地域の民生児童委員や第三者委員との情報交換等の取り組みが行われています。

また、地域のふたつの小学校や役場及び地域の団体（伝統芸能、ボランティア活動等）との情報共有等での当園に対するニーズ等の把握に努められています。

・園主催の「なかよし運動会」「生活発表会」を出来るだけ多数の方々に参加できるように地域の小学校の校庭や中央公民館（島民ホール）を利用して開催されています。

コロナ禍以降、生活発表会は、保育園多目的ホールにて実施（あまチャンネルで放映）。

・小学校との相互交流（保-小部会）時にもニーズ把握に取り組みが進められています。

27

II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

a

<コメント>

- ・地域のニーズを反映した取り組みとして、延長保育、病後児保育、一時預り保育（登録制）、障がい児保育、地域への園庭開放（月～土曜日）等の地域の要望を踏まえた保育サービスの提供に加えて、法人として、海士町子育て支援センター、放課後児童クラブ等の事業運営が展開されており、地域の育児相談、育児講座、出産を迎える親の体験学習、子育てサークル支援、家庭訪問、出前保育等の取り組みが行われています。
- ・地域の保育施設としての機能を活かした事業の展開が実施されています。

### 評価対象Ⅲ 適切な保育の実施

#### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

|  |  | 第三者評価結果 |
|--|--|---------|
| Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。  |  |         |
| 28   | Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育提供について共通の理解をもつための取組を行っている。 | a       |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育サービスの提供に向けた一人ひとりの子どもの主体性を尊重し、心身ともに健全なる育成を図る方針を保育のしおり等で宣言（保育内容・保育方法等）する等、日常の努力が行われています。</li> <li>また、期待する職員像として「子どもの気持ちに寄り添う姿勢を持つ」「愛着関係、信頼関係を築き、一人ひとりの個性を認めることができる人材」等が示され、職員会議等で子ども一人ひとりを尊重する保育について、職員間で話し合う等や研修受講後の勉強会を開催する等の取り組みが行われています。</li> <li>・職員のサービスのチェックシートによる保育業務の振り返りが実施され、職員間で保育内容や保育方法について、望ましい養育に向けた検討が定期的に行われています。</li> </ul> |  |         |
| 29   | Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等に配慮した保育提供が行われている。       | a       |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理マニュアルとして、個人情報保護法（プライバシー保護）・虐待防止対応・組織体制等が整備され、子どもへの人権擁護に向けて、保育業務で知り得た他人に知られたくない、見られたくない等の子どもについても意識の尊重の保護であり、保護者等から子どもの写真の映像（肖像権）掲示等の同意書を得て、園だよりやドキュメンテーション等での玄関先への掲出及び産業文化祭等への園児の参加模様等が海士町のホームページやCATV等へ掲出される等の公表許可を得た対応が行われています。</li> <li>・夏のプール遊びの前の男女着替え等も順番での部屋活用や年長さんトイレの仕切り等の配備等が行なわれています。</li> </ul>                                |  |         |
| Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。  |  |         |
| 30   | Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。     | a       |

|  |  |   |
|--|--|---|
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育園の概要や行事予定、お知らせ等を園のホームページへ地域社会に広く公表され、更には、保育園のしおり等に於いて、イラスト、写真等を交えた分かり易く作成され資料で入所前の保護者に説明が行われています。</li> <li>・ 入園希望者は随時の見学希望や体験入園等の受入れが行われ、選択に必要な情報が適切に行われています。</li> </ul>  |  |   |
| 31   | <p>Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。</p>  | a |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育のしおり等で、保育の開始時の留意事項や一日の園生活や行事予定等、保育サービス内容の情報等を積極的に公表され、入所前の保護者への説明が丁寧に行われています。</li> <li>また、クラス進級時にも、保護者総会（クラス懇談会含む）等で新年度における運営基本方針、保育目標、あるべき子ども像、保育内容、保育方法及び主な事業内容や行事計画、お知らせ等の周知が実施されています。</li> <li>・ 延長保育の開始時に於いても保護者等に丁寧な説明が行われています。</li> </ul>  |  |   |
| 32   | <p>Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。</p> | a |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所の変更（退園、転園）の際は、引継ぎ書等が作成されています。</li> <li>また、移転先からの問い合わせ等があれば、丁寧に児童の状況を口頭で応じることもあります。</li> <li>また、家庭での生活移行の為に退園される乳幼児はありませんが、発生した場合の対応は、退園後にお困りの場合の問い合わせには、通園時と同様な対応を行うこととされています。</li> </ul>  |  |   |
| <p>Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。</p>   |  |   |
| 33   | <p>Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p> | a |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常的に子どもの一人ひとりの表情・姿・言葉（つぶやき）等の様子や変化を考察しながら保育計画に対する振り返り等による満足の向上を目指した取組が行われています。</li> <li>・ 保護者等からの声を把握する仕組みとして、子どもの朝夕の送迎時、連絡帳での意見交換の機会も持たれています。</li> <li>・ 新年度の保護者懇談会（年1回）、保護者役員会（年3回）、クラス懇談会（年1回）、就学・進級前の個人懇談会（年1回・必要に応じた対応の可）と開催され、意見を集約しておられます。</li> <li>・ 各種の行事後にも感想等の聴取が実施され、職員間で共有されています。</li> </ul> |  |   |

|   |   |   |
|---|---|---|
| Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。  |   |   |
| 34  | Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。                | a |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情解決体制（苦情受付・相談窓口、解決責任者、第三者委員等の配置）が整備され、園の玄関先に掲示され保護者の理解が得られています。</li> <li>また、施設の玄関先への伝書箱（意見箱）が配置される等、入所時には、保育園のしおり等へ苦情解決の仕組みが掲載され、苦情解決の流れ等の説明による理解を深める取り組みが行われています。</li> <li>・ 意見箱の設置による保護者等からの要望・意見が出やすい環境づくりに加え、苦情解決の記録・管理が適正に行われています。</li> </ul>  |   |   |
| 35  | Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。        | a |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日々の朝夕の子どもの登降園送迎時の対面時やクラス懇談会、個人懇談会、保護者の保育参観、連絡帳や必要時の健康チェック表への相談等のコメント記入への対応及び電話連絡等の相談・意見を受ける機会が多く、玄関先に伝書箱（意見箱）の配備等の気軽に相談しやすい環境づくりが実施されています。</li> <li>相談時に、他の保護者に見られたくない場合には、個室対応も整えられています。</li> </ul>   |   |   |
| 36  | Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。           | a |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者からの意見、要望や相談等については、苦情相談体制と同様の仕組みによる対応が行われています。</li> <li>・ 保護者からの意見・要望等への対応は、職員会議等での意識統一が行われている保育サービスに於ける即答が可能なものと、即決が難しい対応内容等やどのような小さな意見・要望も上長（園長・主任）へ報告・連絡・相談等の仕組みが構築され、上長からの指示、アドバイスによる対応や朝礼等で、職員間で共有されています。</li> <li>・ 保護者から意見・要望及び相談等について、迅速な回答のフィードバックが求められますが、案件内容によっては、検証や調査等に時間を費やす場合があることから検討状況や回答日程等について、事前の連絡等による了承を得るようになっています。</li> </ul> |   |   |
| Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。   |   |   |
| 37  | Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。 | a |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危機管理マニュアルに基づき、日常の保育に於けるケガ・事故及び保健衛生等の責任体制（責任者・園長）による緊急時の対応フロー（保育園でケガをした時の対応）内容等の</li> </ul>   |   |   |

緊急時の対応内容等の共有が図られています。

- ・ 救急救命研修及び危機管理研修（ヒヤリハット・事件事例集）の実施及び事故防止検討委員会（月1回開催）によるヒヤリハット報告（事故発生時は緊急対応の実施）が実施され、ケガ等の防止等の事前対策及び再発防止の検証や対策に取り組まれています。
- ・ 警察（駐在所）による交通安全指導が月1回開催されています。
- ・ 園舎、園庭、遊具等の安全点検は、安全点検リーダーを中心に毎月1回安全点検簿への安全や修繕・改修が必要なチェックが行われ、安心・安全な保育環境に向けた適切な対処が行われています。

38

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

a

<コメント>

- ・ 感染症対応マニュアルに基づき、感染予防対策（手洗い、消毒等）の清潔習慣を身に付ける取り組みが行われ、職員への嘔吐処理、感染症予防・発生対策（感染症サーベイランス等による発生調査への協力や共有等）に向けた職員研修等による予防対策及び発生時の救急救命及び快復後の登園基準（保護者へのお願い）等を示し、感染予防前後の体制整備や対応が実施されています。
- ・ 発生時や流行時には、玄関への掲示ボード版でのお知らせ及び朝夕の送迎時での情報交換等において、発生状況や予防対策等の情報提供が保護者に行われています。
- ・ 各種の子どもの感染症に対する嘱託医や嘱託看護師等と連携した病後児及び病中時対応サービスの提供や職員研修が行われています。
- ・ 昨年新型コロナ5類移行に於ける各種の感染対策の制限が解除されましたが、感染状況を考慮した感染対策（マスク着用、健康チェックカード、発症時の登園停止日等）が行われています。

39

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。

a

<コメント>

- ・ 危機管理マニュアル（災害時対応）に基づき、入所児童の緊急連絡網及び関係機関等の連絡先一覧表が職員室へ掲示等の緊急時の連絡網が整備され、毎月の避難訓練（火災・水害・地震・津波の想定）に加えて、消防署による訓練指導（年1回）による防災対策が実施されています。
- また、災害発生時の安否確認及び避難計画（避難指定場所、避難経路、避難責任体制等）が策定され、園舎内の廊下や保育室に掲示され、緊急時の安全確保及び災害時の備蓄品（食料、飲料水、懐中電灯、医薬品等）リスト等の整備の対策が行われています。
- ・ 災害時の対応マニュアルの定期的な検証や保護者との共有を図る取り組み等に期待致します。

### Ⅲ-2 保育の質の確保

|   |   | 第三者評価結果 |
|---|---|---------|
| Ⅲ-2-(1) 提供する保育の標準的な実施方法が確立している。   |   |         |
| 40  | Ⅲ-2-(1)-① 提供する保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。 | a       |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育運営に於ける全般の標準的な実施方法は、保育に関するマニュアルや保育園のしおり等で示され、保護者総会等で家庭との共有を図られています。</p> <p>心と身体の自立を促して生きる力の基礎を培う等の理念（目標）・基本方針等の達成に向け、子どもの発達段階に応じた全体的な計画としての養護と教育の一体保育（5領域のねらいと幼児期に育てほしい10の姿の環境の提供等）としての保育サービスの標準的な計画書の作成と実際の保育実践が行われています。</p> |   |         |
| 41  | Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。       | b       |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全体的な計画に沿った指導計画は、毎月振り返りによる評価や見直し等が発達段階別に行われ、園長・主任に報告を行い指導・必要な改善アドバイスが行われています。</p> <p>保育組織を運営するための倫理規定や就業規則及び安心・安全な環境の維持及び養育に向けた各種の業務マニュアル等の必要な見直しや定期的な勉強会の実施等に期待致します。</p>   |   |         |
| Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより保育実施計画が策定されている。   |   |         |
| 42  | Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。          | a       |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの入所時、懇談会、個人面談等での保護者との意見・要望子どもの生活環境及び子ども一人ひとりの心身状況や既往歴記録等に基づき、児童票や個別指導計画等へ反映され策定されています。</p> <p>・3歳未満児及び障がい児については個別支援計画が作成され、3歳以上児については指導計画が作成され計画に沿った保育が実践されています。</p>  |   |         |
| 43  | Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。              | a       |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>発達段階別の指導計画に沿った支援内容については、指導計画実施記録・個別経過記録を基にクラス単位で振り返りを行い評価・見直しが行われ、毎月の保育計画会議で報告され、園長、主任からの必要な指導、アドバイス等が行われています。</p>   |   |         |
| Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。  |   |         |
| 44  | Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育実績が適切に行われ、職員               | b       |

|  |                                  |   |
|--|----------------------------------|---|
|  | 間で共有化している。                       |   |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども一人ひとりの指導計画、保育経過記録等の記録が適切に行われ、保育計画会議や職員会議等に於いて、保育内容や課題等の報告を行い、園長等より指導・アドバイスも行われ、園全体で共有が図られています。</li> <li>・業務記録、園だより、クラスだよりやドキュメンテーション等の作成業務については、パソコン作業による業務の効率化が進められています。</li> <li>・必要な業務支援システム等の導入による更なる業務の効率化やクラスの壁を越えた業務記録等の情報共有や相互支援の取り組みに期待します。</li> </ul>                                     |                                  |   |
| 45   | Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。 | a |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護規程に基づき、職員は利用者等の個人情報保護の重要性を十分理解された運営が実施され、業務で知り得た個人情報等の秘守義務への取り組みが行われています。(職員は守秘義務の誓約書を提出しておられます)</li> <li>・各種の個人情報データ資料は、施錠のかかる書庫へ保管されています。(園長管理)</li> <li>・各種記録等の重要書類等の保存期間を過ぎた書類等は、シュレッダーによる破棄処理が行われています。</li> <li>・保護者等に対して保育園のしおり等を使用し、個人情報保護への取り組み及び肖像権の扱い等への理解を深める等の対応が行われています。</li> </ul> |                                  |   |

## 保育所内容評価基準（20項目）

### A-1 保育内容

|  |   | 第三者評価結果 |
|--|---|---------|
| A-1-(1) 全体的な計画の作成  |   |         |
| A①   | A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した全体的な計画を作成している。 | a       |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理念・保育目標・運営基本方針に基づいた、全体的な計画が作成され、子どもの心身の発達状況及び保護者の意見・要望等を反映したクラス単位（発達段階別）の指導計画（乳児・障がい者は、個別指導計画）の策定等による保育が行われています。</li> <li>・毎月のクラス単位に振り返りを行い成果や課題、見直し等が実施され、年度末に各クラスの次年度の全体的な計画が、園長・主任に提出され全クラスの次年度の全体的な計画が検討され策定されています。</li> </ul> |   |         |
| A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体展開  |   |         |

|   |   |   |
|---|---|---|
| A②  | A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような環境を整備している。   | a |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園内外の設備の毎月の安全点検、園舎内の保育室、遊具等の清掃や消毒等が日々行われています。</li> <li>・感染症対策も兼ねた全室の空気清浄機導入、冷暖房の室温調整の実施や手洗い・うがい等が行なわれています。</li> <li>・保育方針としての静と動を考慮した、多目的ホールや園庭に於けるリトミック体操やのびのびタイムや運動遊び等の体を動かす活動や室内での絵本の読み聞かせや絵画や工作、みんなで歌おう等のバランスを考慮した保育に取り組まれています。</li> </ul>   |   |   |
| ③   | A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。             | b |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一人ひとりの子どもの発達過程や家庭環境、生活リズムを考慮した指導計画を基本とした保育が行われています。</li> <li>・未満児等への朝の送迎時での対応や毎朝の視診及び連絡帳のチェック等による子どもの当日の体調の変化や状況を把握した養護の取り組みが行われています。</li> <li>・理念としての剛健感謝「たくましい心身を培い、豊かな心情と協調性を養う」に向け、子どもの個性や子どもの気持ちに寄り添い、ゆったりと穏やかな生活支援や見守りを基本とした保育に努められています。</li> <li>・職員は、せかす言葉や制止させる言葉は不用意に用いないように心掛けておられます。ただ、時には口調がきつく感じられる場合もあります。個人の受け取り方も様々ですので職員一人ひとりが今まで以上に気を付けながら保育にあたられることに期待します。</li> </ul> |   |   |
| A④  | A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。       | a |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの基本的な生活習慣を身に付けるための5項目「早寝早起、朝食を食べる、朝の排便を行う、衛生習慣を身に付ける、自分で出来ることは自分で行う（衣服の脱着、登降園準備等の意欲を育む）」等、が保育園のしおりに掲載され、保護者への理解を深めるための説明が行われています。</li> <li>・保育園での生活習慣の習得は、それぞれの発達段階別の指導計画に基づき、基本的な生活プログラム（一日の生活の流れ）としての生活が営まれ、昼食当番での食事の準備から後片付け、午睡時の布団敷きから片付け、衣服の着替え、トイレ（排泄）、手洗い、歯磨き、脱いだ靴を揃える等が遊びや食事を通じて、身に付けられよう支援が行なわれています。</li> </ul>   |   |   |
| A⑤  | A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。 | a |

<コメント>

- ・ 自然豊かな環境の中での生活が営まれ、地域の伝統文化や例祭行事等が大切に引き継がれた地域に密着した保育が行われています。
  - ・ 自然の中で、野に咲く花や実、昆虫観察や採取による飼育等、豊かな保育環境の地域を活用し、定期的園外活動（散歩、菜園）が行われています。
  - ・ リトミック運動、のびのびタイム、絵本の読み聞かせ、ALT交流、玩具遊び、絵画・工作等数多くのメニューが用意されています。
  - ・ 世代間を越えた地域の老人会や高齢者施設訪問、小・中・高校生との交流、学童保育児童との交流等が子どもの自主性を尊重した活動が行われています。
- また、島の伝統文化（島前神楽、隠岐民謡）やマーチング講習会等で地域の方にお世話になり、地域行事（産業文化祭等）への参加による地域の方との交流が行われています。
- ・ 保育園での遊びや各種の行事やイベントへの参加は、子どもの特性や自主性、自発性を考慮した対応が行われています。

A⑥

A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

<コメント>

- ・ 乳児保育（0歳児）は、個別指導計画に基づき、安全性や衛生面に配慮した家庭的な雰囲気環境を整え、職員の愛着関係に重点を置き、離乳食等も担当職員による離乳食チェック表を確認する等の安全な提供やゆったりと過ごす時間を大切にした保育が行われています。
- ・ 0歳児の成長（首が座る、寝返り、腹ばい、ハイハイ、つかまり立ち等）に関する発達過程を登降園時のコミュニケーションや連絡帳で保護者との情報交換を深めるよう努められています。

A⑦

A-1-(2)-⑥ 3歳児未満（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

- ・ 3歳児未満の子どもについては、特に月齢差を考慮した保育が行われています。
- ・ 一人ひとりの子どもの発達・成長状況を把握するために、登降園時や連絡帳等で保護者との連携を密にした保育に努められています。
- ・ 1歳児に於ける誤飲、好奇心はあるが身体機能の不安定への支援等の安全性に注力した保育が行われています。
- ・ 2歳児に入ると生活習慣を身に付けるために大切な時期であり、自分での食事や着替えやトイレが行える成長の連続性が考慮されています。また、自我や興味が生まれ、行動範囲も拡大することから園舎内外環境等の安全対策や危険予知等検証を十分行い、噛みつき、喧嘩等も多くなる時期でもあることからあることから友だちとの関係性等を大切にした対応（各種の仲裁等）が行われています。

|  |   |   |
|--|---|---|
| A⑧   | A-1-(2)-⑦ 3歳児以上の保育において、養護と教育が一体的に展開されるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。 | a |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体的な計画に沿った3歳児～5歳児の発達過程に応じた指導計画が策定され、自分で考え、自分で決めて、自分で行動する自己主張が出来るようになり、社会生活における各種のルールの理解や仲間との協働生活の中で、助け合い、相手を大切に思いやる気持ちを引き出す取り組みが行われています。</li> <li>・ 幼児期にふさわしい経験や体験を積み重ねる等の養護と教育の一体保育に向けて、園児の「生命の維持や情緒の安定」への保育士の関わりや援助に加えて、就学前の小学校へ繋げる保育園としての役割としての教育の中で育む「感じる、考える、気付く、試したり、工夫したり等」の知識や技能の基礎を学ぶ環境の提供等が整理され、全体的な計画に明文化されています。</li> <li>・ 日常生活に於けるのびのびタイム、運動遊びや集団の中で友だちと力を合せて行う各種の取り組み「なかよし運動会、生活発表会、菜園での野菜の収穫や島前神楽や隠岐民謡発表会に向けた練習（隠岐神社、産業文化祭への参加）を通じて、自立心、協調性、道徳性、思考力の芽生え、数字と図形等々の育み等、初めての経験や体験を通じた環境の提供による活動が成長に繋がる保育が行われています。</li> </ul> |   |   |
| A⑨   | A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備し、保育の内容や方法に配慮している。                 | b |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい児が落ち着いて過ごす事の出来る場所の確保に加えて、担任や連携する職員との共有を図り、幼児の特性や気持ちに寄り添う等の保育が行われています。</li> <li>・ 保育開始時に保護者の意向を確認した個別支援計画を作成し、毎日の情報連絡を密にした保育が行われます。</li> <li>・ 定期的に養護学校（教諭）からの巡回指導や障がい児保育の研修指導が実施され、嘱託医、特別支援コーディネーター（大学教授）とのオンラインによる助言やアドバイス等を受けながら障がいのある子どもが安心して生活できる必要な情報の連携が図られています。</li> <li>・ 保護者等に対する障がい児保育についての情報共有も行われ、差別やプラバシー保護等への配慮への理解による取り組みが行なわれています。</li> <li>・ 配慮が必要な園児の増加に伴い、行政や医療機関との連携の更なる取り組みに期待します。</li> </ul>   |   |   |
| A⑩   | A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。                   | b |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長時間の保育（朝夕）及び土曜日午後保育が年間登録制での同一保育室での異年齢保育が行われています。</li> </ul>   |   |   |

夕方の延長保育については、保育士間の引継ぎ（伝達メモによるケガや体調及び他必要事項等）による保護者への引継ぎが行なわれています。

- ・延長保育の内容は、絵本の読み聞かせ、自分の好みの玩具遊び、異年齢での遊びを工夫したりの時間を過ごし、特に、年齢の小さい子への寄り添い、スキンシップを大切にした保育が行われています。

- ・夕方の保護者のお迎え時間帯の延長保育スタート時（18：30）や（職員の状況に応じて）は、各クラスからの集合時に於ける遊びの延長上のクールダウン（教育テレビの幼児用DVD鑑賞等）対応が行われる場合もあります。

保育士側のフォロー体制等を保護者に理解を得る等、夕方の時間帯の保育環境の更なる充実に向けて検討中です。

|    |   |   |
|----|---|---|
| A⑪ | A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。 | a |
|----|---|---|

<コメント>

- ・就学前の子どもの一人ひとりの発達状況の現状が把握され、保育所児童保育要録を作成し、小学校へ適切に引継ぎが行われています。
- ・「保・高連携教育推進協議会」の連携の中で、保-小部会（年間4回）に於いて、計画的な情報交換、小学校教員や小学校1年生との交流活動、異年齢交流や小学校区体育大会への参加（鼓笛披露）、保育園の「なかよし運動会」への小学生の参加、就学前の一日入学体験等、小学校との交流や体験が積める取組みが持たれています。
- ・保護者に対しては、入学に向けての不安解消に向けて個別懇談の機会が持たれています。

A-1-(3) 健康管理

|    |                              |   |
|----|------------------------------|---|
| A⑫ | A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。 | a |
|----|------------------------------|---|

<コメント>

- ・健康管理マニュアルに基づき、子どもの健康管理を重視した保育が行われています。
- ・保健計画及び保育園のしおり等で健康に園生活を送るための家庭での元気チェックの実施等、子どもの健康管理に関するお知らせを掲載し、保護者総会等で保護者への周知や理解を深める取組みが行われています。

また、保護者との毎日の朝夕の送迎時の対応及び連絡帳を活用した健康に関する情報交換の実施が行われ、毎朝の子どもの一人ひとりの視診から一日の保育がスタートします。

- ・乳児突然死症候群（SIDS）対策（睡眠チェックリスト表：0歳児～1歳6カ月：10分単位）が行われています。
- ・厚生省感染対策ガイドラインによる感染症対策が行われ、保護者への園だより・保健だより等により保健衛生情報や子どもの健康管理に対する情報提供が行われています。

|    |                                   |   |
|----|-----------------------------------|---|
| A⑬ | A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。 | a |
|----|-----------------------------------|---|

<コメント>

- ・嘱託医による定期内科健康診断（年2回）、歯科検診（年1回）が実施され、職員は結果

|   |   |   |
|---|---|---|
| <p>について把握し、家庭と連携して健康管理が行われています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者にも結果報告書が渡され、家庭での健康管理や歯科対策の早期対応が行われています。</li> <li>・外出後の手洗いやうがいの実施、食事の手洗い及び食事の後の歯磨き指導（保健師、歯科衛生士）等の歯の健康強化に向けた取り組みが行われています。</li> </ul>   |   |   |
| A⑭  | A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。 | a |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理マニュアルに基づき、アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもに対する対応が行なわれています。</li> <li>・職員へのアレルギー対応等やエビペン等の慢性疾患の対応研修等が行われています。</li> <li>・食物アレルギーの対応としては、医師からの指示書の内容について、保護者と保育園の確認による意識統一を行い除去食が提供されています。除去食を必要とする園児に対する誤食対策である配膳時の注意として、食器の種類変更（食器の分類・専用トレイ使用）による保育士と調理職員間で、二重の声掛けチェックによる食事の提供が行われています。</li> </ul>   |   |   |
| A-1-(4) 食事  |   |   |
| A⑮  | A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。                          | a |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食育年間計画（食育活動実践記録・食事計画等）に基づき、食育の目標「食べることは生きること」を掲げておられます。</li> <li>・豊かな食体験を通して五感（見る・聞く・触れる・匂う・味わう）の子どもの感性を養い、食事への興味や関心を持ち食べることの楽しさ、大切さに気づき、食事作りに自ら関わり、食べることが全ての意欲ややる気につながるとする食育計画（給食会議月1回）が作成されています。</li> <li>・食育計画は、健康・安全、人間関係、郷土・文化、いのち、素材・調理、家庭との連携等に加えて、朝の会で、当日のメニューの紹介や3色食品群ボードを使って、食材探し（食育の日）、三角食べ指導、選択給食及びお弁当給食、野菜の栽培・収穫活動、調理の部分参加（食材の皮むき、包丁の使用）、当番活動、稲刈り見学（精米見学）、新米おにぎり作り、餅つき、クッキー作り等、多くの工夫や楽しみが取り入れられています。</li> <li>また、行事食等の開催日は、テーブルの位置を変更、ランチマット、テーブル飾り、BGMを流す等の雰囲気づくりが行われています。</li> </ul> |   |   |
| A⑯  | A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。                 | a |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クラス単位の子どもの身長や体重に応じた栄養計算に加えて、日々の食事日誌（残食記録、検食記録）及び調理職員（栄養士）による食事風景の確認、声掛けを参考に、給食会議（月1回）での献立表が作成され、保護者に献立表の提供が行われています。</li> </ul>  |   |   |

- ・子ども一人ひとりの成長・発達に応じた調理形態に努める等、薄味にこだわり、素材を活かした安心・安全な食材の大きさ・離乳食時の硬さに配慮した食事の提供が行われています。
- ・衛生管理研修（栄養士参加）による安心で安全な食事提供等に関する職員間に於ける意識の共有が図られています。

## A-2 子育て支援

|   |  |   |
|---|--|---|
| A-2-(1) 家庭との緊密な連携   |  |   |
| A⑰  | A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。                | a |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度当初に、保育園のしおり、保護者総会資料の配布による年間の保育目標及び行事予定の説明が行われています。</li> <li>・日常の保護者との情報交換は、連絡帳、送迎時をはじめ気軽に相談できる場の活用しておられます。</li> <li>・園だより、クラスだより、保健だより等、養育に関する各種の情報提供等々の発信による家庭との連携した子どもの生活支援に向けた取り組みが行われています。</li> <li>・子どもの成長を共有する場としてクラス懇談会や個人面談を活用しておられます。</li> </ul>   |  |   |
| A-2-(2) 保護者等の支援   |  |   |
| A⑱  | A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。                   | a |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の悩みや相談に対する体制は、朝夕の送迎時の声掛け、面談、連絡帳、電話、伝書箱の配置等が整えられています。</li> <li>・保護者からの意見や相談等を受けた場合、職員で対応が難しい場合には、上司に報告、相談等を行い上司からの指導・助言等が行なわれています。</li> </ul>   |  |   |
| A⑲  | A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。 | a |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理マニュアルに基づき、朝の登園時の子どもの雰囲気（様子の変化）、身体の変化（ケガ・アザ等）や子どものつぶやきを見逃さない等の早期発見を心掛けておられます。</li> <li>兆候を職員が感じた場合は、園長・主任に報告・相談等が行なわれ、園長は、現状の確認の実施、関係機関（町の健康福祉課）等へ連絡する等の対応が行われることとなっています。</li> <li>・園長は、定期的に地域の要保護児童対策協議会の会議に参加され、虐待防止等の情報交換等による子どもの権利擁護に関する取り組みについて、職場内周知が図られ、子どもの虐待等の子どもの権利侵害に対する取り組みに努められています。</li> </ul> |  |   |

### A-3 保育の質の向上

| A-3-(1) 職員の資質向上  |  |   |
|--|--|---|
| A⑳   | A-3-(1)-①保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。 | a |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 全体的な計画に基づいた指導計画の振り返りは毎月の保育計画会で行われ、園長・主任へ報告され、必要なアドバイス等を受ける等の職員間で次のステップにつなげる取り組みが行われています。</li><li>・ 職員一人ひとりの保育実践の振り返りについても、保育所における自己評価ガイドラインや週案・月案の振り返りを行なうことで、保育実践の改善に繋げる取り組みが行われています。</li></ul> |  |   |